

(趣旨)

第1条 枚方市建築審査会(以下「審査会」という。)の議事は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び枚方市建築審査会設置条例(昭和47年枚方市条例第21号)によるほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 招集は、あらかじめ議事事項及び期日を定めて、開会の2日前までにこれを各委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(会長の職務代理者)

第3条 会長及び会長の職務を代理するため、あらかじめ選ばれた者がともに事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(議事の公開の原則、秘密会)

第4条 審査会の会議は、これを公開する。この場合において、会長は、傍聴人の数を制限することが出来る。

2 会長は、必要があると認めるときは、出席委員の同意を得て、前項の規定にかかわらず、秘密会とすることができる。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び会議において定められた2人以上の委員が、署名捺印しなければならない。

附 則

この規則は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(昭和51年6月5日枚方市規則第30号)

この規則は、昭和51年6月5日から施行する。

附 則(平成2年4月14日枚方市規則第19号)

この規則は、平成2年4月16日から施行する。